

～事業主の皆様へ～

求人・変更はこちら ➡

ハローワーク白山
求人・雇用援助部門
TEL (076) 275-4131

高年齢者応援求人

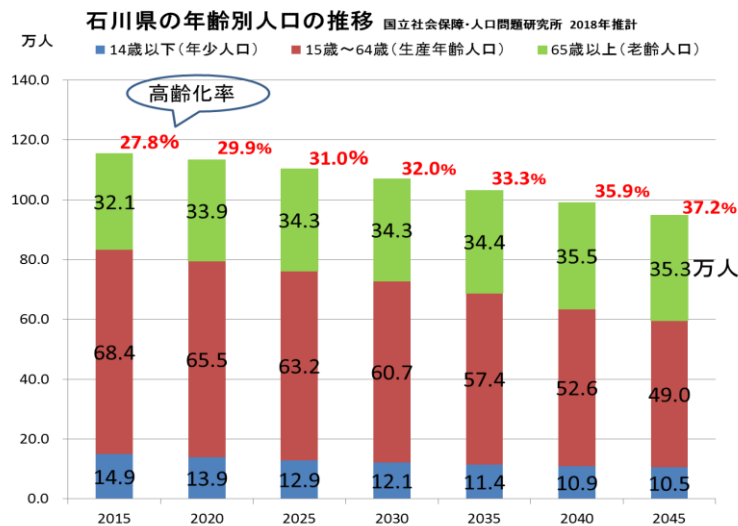
を提出しませんか

人手不足対策として高年齢者の雇用を積極的に活用！

急速な少子高齢化の進展により、石川県においては、65歳以上の高齢者の割合が、すでに3割近くに達しています。

さらに30年後には、15歳～64歳の生産年齢人口が約20万人減少する一方、65歳以上の高齢人口はさらに増加し、高齢化率は4割近くにまで達する事が予想されています。

企業における活力の維持、人手不足解消のためにも、意欲と能力のある高年齢者の雇用促進が重要となっています。



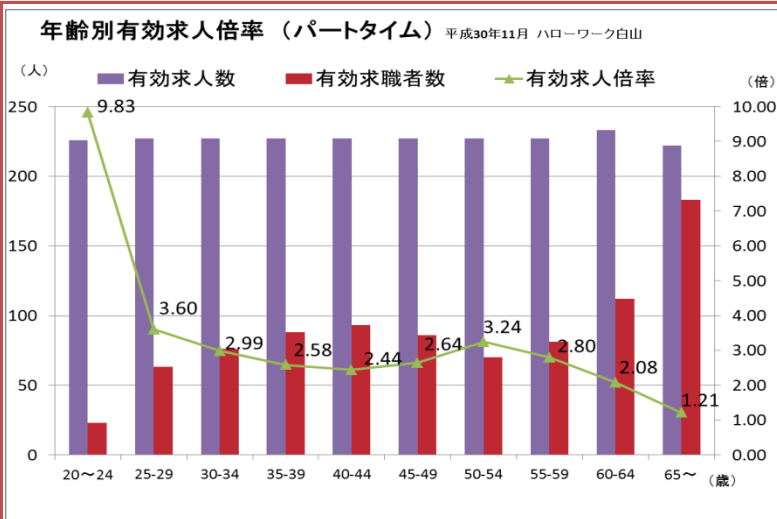
とくに65歳以上パート求人が不足

ハローワークで仕事を探している求職者は年々減少していますが、65歳以上の求職者だけは増加している状況にあります。

また、65歳以上の求職者のおよそ4分の3はパート勤務を希望しています。

パート求人の多くは年齢不問求人ですが、65歳以上の方は採用に結びつくケースが少なく、パートの仕事希望しているのに、仕事に就けない65歳以上の求職者が多くいます。

フルタイム求人を分割するなどして、65歳以上を含む高年齢者の求職者を対象とするパート求人の提出を、お願いします。



高年齢者応援求人として公開するには2通りの方法があります

▶60歳以上の高年齢者限定求人として公開

年齢制限の例外事由の一つとして、求人票に年齢表示が認められています。(省令3号の二)

▶年齢不問求人として公開

年齢不問求人として、全年齢の求職者を対象とするが、「高年齢者応援求人」として表示する事で、高年齢者の積極的採用をアピールできます。

高年齢者応援求人として公開した場合、以下のような取扱いがあります

通常の求人情報(ウィークリー)の他に、庁舎内に配布される高年齢者応援求人求人情報に掲載します。

庁舎内の「高年齢者応援求人コーナー」に求人情報を掲示します。

ハローワーク内の来所者端末のお知らせページに「高年齢者応援求人一覧」として掲載されます。

さらに・・・
裏面参照

ハローワークでは、次のような支援策を準備しています

▶説明会・面接選考会の実施

ハローワーク白山では、会議室の無料・貸出サービスを行っており、求人説明会や面接・選考会を実施することができます。（利用にあたっては、ハローワークの定めた条件に同意して頂く必要があります）

「高年齢者応援求人」の説明会・面接選考会については、比較的優先して実施することができます。

▶マッチングした求職者に対する求人情報提供

希望に応じ、求人条件に該当する高年齢の求職者に対して、窓口や郵送で求人情報を提供します。

▶特定求職者雇用開発助成金の対象

ハローワークなどの紹介により 60 歳以上の高年齢者を継続して雇用する労働者として雇入れると、特定求職者雇用開発助成金（60～64 歳：特定就職困難者コース、65 歳以上：生涯現役コース）が支給される場合があります。

高年齢者雇用に関する Q&A

継続雇用制度等雇用に関するルールの変更には就業規則の変更や労使間の合意が必要な場合があります。詳細については、労働局にお尋ねください。

Q1 当社の高年齢者雇用の上限は 65 歳なので、65 歳以上を雇用する事は難しい・・・

65 歳未満の定年の場合、定年後、原則希望者全員を 65 歳まで継続雇用する事は、高年齢者雇用安定法で義務付けられています。しかし、65 歳超の雇用について、現時点では法的な義務付けはありませんので、65 歳までは希望者全員、66 歳以上は基準に該当する者を雇用するという取扱いに変更する事も可能です。また、パートタイム労働者の就業規則を別途定め、パート社員についてのみ、雇用の上限年齢を撤廃する事や、66 歳以上とする事もできます。

Q2 高年齢者について契約社員として募集したいが 5 年以上雇用した場合は無期転換？

高年齢者についても有期契約労働者として契約期間が通算 5 年を超えると無期転換の申込権が発生しますが、新規に雇入れる際にあらかじめ雇用期限の上限を通算 5 年以下で定めておく事はできます。なお、定年に引き続き雇用される継続雇用の高齢者については適切な雇用管理に関する計画を作成し、労働局長の認定を受けている事業主の下での継続雇用の場合に限り、契約期間が通算 5 年を超えた場合でも無期転換申込み権は発生しません。また、高年齢者を原則有期雇用として採用している場合でも、シニア正社員などの制度を設け、基準に該当した従業員を無期転換する事により、高年齢従業員のモチベーション向上を図っている事業所もあります。

こんな時は

賃金、退職金制度の改善例を知りたい

定年延長に向けて能力開発を充実したい

高年齢者が働きやすい職場環境に改善したい

健康管理体制を見直し、高年齢者が働きやすい環境を整えたい

▶高年齢者雇用アドバイザーによる専門相談の実施

- ・高年齢者雇用アドバイザーによる無料相談
- ・企業診断システムによる無料診断
- ・企画立案サービス・研修サービスの実施

▶高年齢者雇用のための助成金の支給

- 高年齢者の活用促進のために、下記のような雇用環境整備の措置を行う事業主に助成金支給
- ・高年齢者が働きやすくなるための機械設備・作業環境の導入
 - ・定年引上げ、無期雇用転換

（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構石川支部 高齡・障害者業務課 に直接お問い合わせください。

電話 076-267-6001